

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等
及び経過措置に関する政令新旧対照条文目次

一	土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）	（第二条）	1
二	農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）	（第三条）	3
三	農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）	（第四条）	4
四	司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）	（第五条）	6
五	土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）	（第六条）	8
六	農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）	（第七条）	10
七	農住組合法施行令（昭和五十六年政令第七十号）	（第八条）	14
八	独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）	（第九条）	15
九	郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）	（第十条）	16
十	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百十二号）	（第十一条）	17
十一	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十二号）	（第十二条）	19
十二	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）	（第十三条）	21
十三	独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）第三条の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）	（第十四条）	22

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令新旧対照条文

一 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の認定） 第一条の七 農業委員会は、法第三条第四項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十一</u>条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法<u>第四</u>条第三項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律<u>第一</u>号）<u>第二</u>条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。 （市町村以外の者で間接補助事業者たる資格を有するもの） 第七十七条 法第二百二十六条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 四 （略） （削る。） 五 八 （略） （国の補助） 第七十八条 法第二百二十六条の規定による土地改良事業に要する費用に関	（農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の認定） 第一条の七 農業委員会は、法第三条第四項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第八</u>条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）<u>、農地利用集積円滑化団体（同法第十一</u>条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法<u>第四</u>条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律<u>第一</u>号）<u>第二</u>条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。 （市町村以外の者で間接補助事業者たる資格を有するもの） 第七十七条 法第二百二十六条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 四 （略） 五 農地保有合理化法人 六 九 （略） （国の補助） 第七十八条 法第二百二十六条の規定による土地改良事業に要する費用に関

する国の補助は、次に掲げる額について行う。

一〇十 (略)

十一 市町村又は前条第一号若しくは第三号から第八号までに掲げる者が行う土地改良事業であつて、農業構造改善事業に係るもの（農林水産大臣が定めるものを除く。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

二〇五 (略)

する国の補助は、次に掲げる額について行う。

一〇十 (略)

十一 市町村又は前条第一号若しくは第三号から第九号までに掲げる者が行う土地改良事業であつて、農業構造改善事業に係るもの（農林水産大臣が定めるものを除く。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

二〇五 (略)

改 正 後	（買収した土地等の貸付け） 第三十五条 法第四十五条第一項の土地のうち農地又は採草放牧地の貸付けについては、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の借受け後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十一条</u>の十四に規定する農地利用集積団滑化団体、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）<u>第二条第四項</u>に規定する農地中間管理機構その他の農林水産省令で定める者に行うものとする。ただし、公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要がある農地又は採草放牧地を一時的に貸し付ける場合は、この限りでない。 2 （略）
改 正 前	（買収した土地等の貸付け） 第三十五条 法第四十五条第一項の土地のうち農地又は採草放牧地の貸付けについては、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の借受け後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第八条</u>第一項に規定する農地保有合理化法人、同法<u>第十一条</u>の十二に規定する農地利用集積団滑化団体、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）<u>第二条第四項</u>に規定する農地中間管理機構その他の農林水産省令で定める者に行うものとする。ただし、公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要がある農地又は採草放牧地を一時的に貸し付ける場合は、この限りでない。 2 （略）

改正後			改正前		
（農業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間） 第二条 法第二条第三項の政令で定める資金は、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者、第一条第一号から第七号までに掲げる者、同条第八号に掲げる者（法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの（以下「農業者関係一般社団法人等」という。）に限る。）、第一条第九号に掲げる者又は同条第十号に掲げる団体に貸し付けられるものにあつては次の表の資金の種類に掲げるとおりとし、同条第八号に掲げる者（農業者関係一般社団法人等を除く。）に貸し付けられるものにあつては同欄に掲げる資金のうち専ら法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものとし、同条第三項第二号の政令で定める期限及び同項第三号の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ、同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の資金の種類に掲げる資金（同表の第六号に掲げる資金を除く。）の二以上の種類のことを同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金については、同項第二号の政令で定める期限はその貸付資金の種類のうち同表の償還期限の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とする。			（農業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間） 第二条 法第二条第三項の政令で定める資金は、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者、第一条第一号から第七号までに掲げる者、同条第八号に掲げる者（法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの（以下「農業者関係一般社団法人等」という。）に限る。）、第一条第九号に掲げる者又は同条第十号に掲げる団体に貸し付けられるものにあつては次の表の資金の種類に掲げるとおりとし、同条第八号に掲げる者（農業者関係一般社団法人等を除く。）に貸し付けられるものにあつては同欄に掲げる資金のうち専ら法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものとし、同条第三項第二号の政令で定める期限及び同項第三号の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ、同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の資金の種類に掲げる資金（同表の第六号に掲げる資金を除く。）の二以上の種類のことを同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金については、同項第二号の政令で定める期限はその貸付資金の種類のうち同表の償還期限の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とする。		
資金の種類	償還期限	据置期間	資金の種類	償還期限	据置期間

(略)	一 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）
(略)	十五年 <u>（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五</u> <u>第一項に規定する認定就農者が同条第二項に規定する認定就農計画に従つて同法第十四条の四第二</u> <u>項第三号の措置を行うのに必要なもの（以下この表において「特定資金」という。）にあつては十八年、法第二条第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この表において「農業協同組合等」と総称する。）に貸し付けられるものにあつては二十年）</u>
(略)	七年

(略)	一 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）
(略)	十五年 <u>（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第四項に規定する認定就農者が同法第二条第二項に規定する認定就農計画に従つて就農するのに必要なもの（以下この表において「特定資金」という。）にあつては十八年、法第二条第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この表において「農業協同組合等」と総称する。）に貸し付けられるものにあつては二十年）</u>
(略)	七年

改 正 後	改 正 前
（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者） 第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体</u>（同法第四条第三項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。第七号において同じ。）であつて一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）<u>第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。</u>第八号及び第十五号において同じ。）又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者 二〇六（略） （削る。）	（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者） 第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。</u>第七号において同じ。）<u>、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。</u>第八号において同じ。）であつて一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）<u>第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。</u>第十五号において同じ。）又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者 二〇六（略） 七 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業で農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）<u>第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内において行われるもの</u> 農地保有合

九 〽 十五 (略)	構	八 農業經營基盤強化促進法第七條各号に掲げる事業 農地中間管理機	七 (略)
九 〽 十五 (略)		八 (略)	理 化 法 人

改 正 後	改 正 前
（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者） 第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体</u>（同法第四<u>条第三項第一号</u>に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。<u>第七号</u>において同じ。）であつて一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）<u>第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。</u>第八号及び第十五号において同じ。）又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者 二〇六 （略） （削る。）	（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者） 第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。</u>第七号において同じ。）<u>、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四</u><u>条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。</u>第八号において同じ。）であつて一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）<u>第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。</u>第十五号において同じ。）又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者 二〇六 （略） 七 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業で農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）<u>第六条第一項の規定により</u>

七 (略) 八 農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業 農地中間管理機構 九ゝ十五 (略)	指定された農業振興地域の区域内において行われるもの 農地保有合理化法人 八 (略) 九ゝ十五 (略)
---	--

改 正 後	改 正 前
（融資機関） 第三条 法第十四条の六第一項第二号の政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用協同組合及び農林中央金庫とする。 （政府が行う利子補給に係る利子補給契約の締結） 第四条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、政府と法第十四条の九第一項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣（沖縄振興開発金融公庫にあつては、内閣総理大臣。以下この条において同じ。）の定めるところにより、当該利子補給契約に係る法第十四条の六第一項各号の貸付けの貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。 第五条 （略） （利用権の設定等に関する要件が緩和される場合） 第六条 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第二号から第四号までに掲げる場合であつて、同条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつては、その法人が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる）に限る。）とする。 一 五 （略）	第二条の二 （略） （利用権の設定等に関する要件が緩和される場合） 第三条 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第二号から第四号までに掲げる場合で同条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつては、その法人が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる）に限る。）とする。 一 五 （略）

第七條（略）

（農用地利用規程の認定の取消しの事由）

第十條 法第二十四條第三項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 （略）

二 法第六條第五項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程（法第二十四條第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）が法第二十三條第三項第一号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第二十四條第一項の規定による変更の認定を受けなかつたこと（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除く。）。

（土地改良法施行令の特例）

第十一條 法第二十九條第二項の規定により農事組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五條第一項又は第百條第一項の規定により土地改良事業を行い、又は行おうとする農業協同組合とみなして、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の規定を適用する。

（償還方法）

第十二條 法第三十條第一項の国又は都道府県の貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、別表第二の上欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとし、そ

第四條（略）

（農用地利用規程の認定の取消しの事由）

第七條 法第二十四條第三項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 （略）

二 法第六條第五項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程（法第二十四條第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）が法第二十三條第三項第一号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく農用地利用規程について法第二十四條第一項の規定による変更の認定を受けなかつたこと（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除く。）。

（土地改良法施行令の特例）

第八條 法第三十三條第二項の規定により農事組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五條第一項又は第百條第一項の規定により土地改良事業を行い、又は行おうとする農業協同組合とみなして、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の規定を適用する。

（償還方法）

第九條 法第三十四條第一項の国又は都道府県の貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、別表第二の上欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとし、そ

の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

- 2 都道府県は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

一〇三 (略)

- 3 都道府県が、農地中間管理機構に対し、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六第一項の規定により貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

附則

- 3 第四条の規定は、政府が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫と法附則第八項に規定する利子補給契約を結ぶ場合について準用する。この場合において、同条中「第十四条の六第一項各号」とあるのは、「附則第八項」と読み替えるものとする。

- 4 法附則第十三項及び第十五項の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者
- 二 その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災に

の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

- 2 都道府県は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

一〇三 (略)

- 3 都道府県が、農地保有合理化法人に対し、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六第一項の規定により貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

附則

- 3 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、政府と法附則第八項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣（沖縄振興開発金融公庫にあつては、内閣総理大臣。以下同じ。）の定めるところにより、当該利子補給契約に係る同項の貸付金の貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

より平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

5 | 法附則第十三項の政令で定める日は、平成二十七年三月三十一日とする。

別表第一（第六条関係）

（略）	（略）
木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
（略）	（略）

別表第二（第十二条関係）

資金の種類	償還期間	据置期間
一 法第七条第二号に掲げる事業に要する費用について充てる資金	五年以内	一年以内
二 法第七条第三号に掲げる事業に要する費用について充てる資金	二十五年以内	一年以内

別表第一（第三条関係）

（略）	（略）
木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
（略）	（略）

別表第二（第九条関係）

資金の種類	償還期間	据置期間
一 法第四条第二項第二号に掲げる事業に要する費用について充てる資金	五年以内	一年以内
二 法第四条第二項第三号に掲げる事業に要する費用について充てる資金	二十五年以内	一年以内

改正後				改正前			
（土地改良法の規定の準用についての読替規定） 第五条 法第十一条の規定により土地改良法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。				（土地改良法の規定の準用についての読替規定） 第五条 法第十一条の規定により土地改良法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第百一条第二項、第百二条第二項及び第百十八条第三項	農林水産省令	農林水産省令・国土交通省令		第百一条第二項、第百二条第二項及び第百十八条第三項	省令	農林水産省令・国土交通省令	
（略）	（略）	（略）	農住組合	（略）	（略）	（略）	農住組合
第百八条第一項	農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構又は市町村			第百八条第一項	農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村		

改 正 後	改 正 前
（支給停止の事由） 第五条 法第三十四条の政令で定める事由は、次のとおりとする。 一 （略） 二 受給権者が、特例付加年金の支給を受けるためにする第二条第一項第一号イ又は第三条第一項第一号イの規定による所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定において、第二条第一項第一号イ(2)に掲げる者に対して農地等又は特定農業用施設の使用収益権を設定した者である場合には、その者が次のいずれかに該当するに至ったとき。 イハ （略） ニ 当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部の返還を受けた場合において、その返還に係る農地の全部又は一部について農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）<u>第三十条第一項第一号に該当し、同項の規定による利用意向調査を受け</u>たとき。	（支給停止の事由） 第五条 法第三十四条の政令で定める事由は、次のとおりとする。 一 （略） 二 受給権者が、特例付加年金の支給を受けるためにする第二条第一項第一号イ又は第三条第一項第一号イの規定による所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定において、第二条第一項第一号イ(2)に掲げる者に対して農地等又は特定農業用施設の使用収益権を設定した者である場合には、その者が次のいずれかに該当するに至ったとき。 イハ （略） ニ 当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部の返還を受けた場合において、その返還に係る農地の全部又は一部について農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）<u>第三十条第三項第一号に該当し、同項の規定による農業委員会の指導を受</u>けたとき。

改 正 後	改 正 前
（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係） 第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。 一 十五（略） 十六 削除 十七 三十六（略） 2（略）	（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係） 第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。 一 十五（略） 十六 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十七条第一項 十七 三十六（略） 2（略）

改正後	改正前
（印紙税の非課税の対象となる消費貸借に関する契約書の要件） 第三十七条 法第四十七条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 六 （略） 七 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第三条第二項第一号、農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第二項、漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第二項又は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第一項に規定する融資機関（次項において「融資機関」という。） 2 法第四十七条第一項に規定する特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金銭の貸付けとする。 一 六 （略） 七 融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場合 融資機関が、東日本大震災により被害を受けた者に対する特別資金貸付制度（他の資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第四項若しくは第八項に規	（印紙税の非課税の対象となる消費貸借に関する契約書の要件） 第三十七条 法第四十七条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 六 （略） 七 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第三条第二項第一号、農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第二項、漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第二項、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第一項又は青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二十号）第五条第一項若しくは第七条第一項に規定する融資機関又はセンター（次項において「融資機関」という。） 2 法第四十七条第一項に規定する特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金銭の貸付けとする。 一 六 （略） 七 融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場合 融資機関が、東日本大震災により被害を受けた者に対する特別資金貸付制度（他の資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第四項若しくは第八項に規

定する経営資金若しくは事業資金、農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金、漁業近代化資金融通法第二条第三項に規定する漁業近代化資金又は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金をいう。以下この号において同じ。）の貸付けの条件に比し有利な条件で資金の貸付けを行う制度をいう。以下この号において同じ。）を設け、当該特別資金貸付制度の下で行う金銭の貸付け

3
6
(略)

定する経営資金若しくは事業資金、農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金、漁業近代化資金融通法第二条第三項に規定する漁業近代化資金、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金又は青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二条第二項に規定する就農支援資金をいう。以下この号において同じ。）の貸付けの条件に比し有利な条件で資金の貸付けを行う制度をいう。以下この号において同じ。）を設け、当該特別資金貸付制度の下で行う金銭の貸付け

3
6
(略)

十一 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）（第十二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（林業・木材産業改善資金助成法の特例） 第六条（略） 2・3（略） 4 法第百十四条に規定する資金に係る都道府県貸付金（林業・木材産業改善資金助成法施行令第七条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。第十條第四項、第十三條第五項及び第十七條第五項において同じ。）についての同令第七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「四年」とあるのは、「七年」とする。 （削る。）	（林業・木材産業改善資金助成法の特例） 第六条（略） 2・3（略） 4 法第百十四条に規定する資金に係る都道府県貸付金（林業・木材産業改善資金助成法施行令第七条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。第十一條第四項、第十四條第五項及び第十八條第五項において同じ。）についての同令第七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「四年」とあるのは、「七年」とする。 （青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の特例） 第十條 法第百十八條第一項から第三項までの政令で定める者は、第一條第一項各号のいずれかに該当する者とする。 2 法第百十八條第一項の政令で定める日は、平成二十七年三月三十一日とする。 3 法第百十八條第一項の規定により青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第七条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二十一号）第一条の規定の適用については、同条第一項の表中「十二年」とあるのは「十五年」と、「七年」とあるのは「十年」と、「四年」とあるのは「十五年」と、

第十條、第十七條

(略)

は「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

4 法第百十八条第一項に規定する資金に係る都道府県の貸付金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令第四条第一号に規定する都道府県の貸付金をいう。）についての同号の規定の適用については、同号中「二十一年（十年）」とあるのは「二十四年（十三年）」と、「十三年（六年）」とあるのは「十六年（九年）」とする。

5 法第百十八条第一項に規定する資金に係る国の貸付金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第二項に規定する国の貸付金をいう。）についての青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令第五条第一項の規定の適用については、同項中「二十一年（十年）」とあるのは、「二十四年（十三年）」とする。

第十一條、第十八條

(略)

十二 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）（第十三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後	附則 （旧法における特定譲受者に相当するもの） 第十四条 平成十三年改正法附則第十一条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法第四十四条第四項第一号及び第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二 （略） 三 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。）</u>、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）<u>第二条第四項に規定する農地中間管理機構その他厚生労働省令・農林水産省令で定める者</u>
改正前	附則 （旧法における特定譲受者に相当するもの） 第十四条 平成十三年改正法附則第十一条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法第四十四条第四項第一号及び第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二 （略） 三 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）</u>、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）<u>第二条第四項に規定する農地中間管理機構その他厚生労働省令・農林水産省令で定める者</u>

十三 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）第三条の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）（第十四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（読替規定） 第三十一条 法第十五条第六項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十九条第四項、第二十五条第二項及び第二十七条第一項の規定により土地改良法の規定を準用する場合には、同法の規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。			（読替規定） 第三十一条 法第十五条第六項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十九条第四項、第二十五条第二項及び第二十七条第一項の規定により土地改良法の規定を準用する場合には、同法の規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。		
（略） 第百十八条第五項	（略） 同項第一号の国、都道府県若しくは市町村、同項第二号の土地改良区若しくは連合会、同項第三号の農業委員会、同項第四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化	（略） 独立行政法人緑資源機構	（略） 第百十八条第五項	（略） 同項第一号の国、都道府県若しくは市町村、同項第二号の土地改良区若しくは連合会、同項第三号の農業委員会、同項第四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人	（略） 独立行政法人緑資源機構

(略)		
(略)	団体若しくは農地中間管理機構又は同項第五号の者	
(略)		

(略)		
(略)	、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は同項第五号の者	
(略)		